

人権擁護委員の委嘱について

平成27年10月1日付けで人権擁護委員の委嘱の発令がありました。

永井 学さん（真浦）

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、憲法で保障された基本的人権を擁護するため、皆さんの身の回りで起きた困りごとや心配ごと等の相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られます。

お問い合わせ

新潟地方法務局佐渡支局

☎74-3787

ありがとうございました 退職人権擁護委員に対する 法務大臣感謝状の贈呈

平成27年10月1日付けで人権擁護委員を退職されました石川克実さん（徳和）に、同日付けで法務大臣感謝状が贈呈されました。

石川さんは、平成21年10月1日から地域の人権擁護の活動にご尽力をいただきました。

その永年の功績を讃えるものです。大変ありがとうございました。

お問い合わせ

新潟地方法務局佐渡支局

☎74-3787

盲導犬普及キャラバンが 市長を表敬訪問しました

10月5日(月)、盲導犬について理解と協力を呼び掛ける「盲導犬普及キャラバン」が、甲斐市長を表敬訪問しました。

キャラバンを実施している日本盲導犬協会スマイルワン仙台の職員の方から、盲導犬について説明があり、市長に盲導犬の普及啓発ポスターなどが手渡されました。

同行した盲導犬ユーザーの椎さんからは、「盲導犬と外出できるようになって毎日が楽しい。しかし、いまだに入店を拒否されることや、歩道への違法駐車などで困っている。盲導犬への理解が進むよう、行政として働きかけてほしい」との要望がありました。

市長は、「これからもほじょ犬の理解が進むよう、普及啓発に努めたい」と述べたほか、アイマスクをして、PR犬のレックス号との歩行を体験しました。



「ほじょ犬（身体障害者補助犬） の同伴について、ご理解と ご協力をお願いします

「ほじょ犬（身体障害者補助犬）」は、目や耳や手足に障がいのある方の生活をお手伝いする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。

きちんと訓練され、管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。

ほじょ犬は、身体に障がいのある方の自立と社会参加に欠かせません。ほじょ犬ユーザーとほじょ犬を社会の仲間として受け入れてください。

ほじょ犬の種類

○盲導犬 ハーネス（胴輪）をつけており、目の不自由な人が街中を安全に歩けるようにサポートします。

○聴導犬 「聴導犬」と書かれた表示をつけており、耳が聞こえない、聞こえにくい人に生活の中の必要な音を知らせます。

○介助犬 「介助犬」と書かれた表示をつけており、手や足に障がいのある人の日常の生活動作をサポートします。

ほじょ犬ユーザーとほじょ犬はどこでも一緒

ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入

ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務付けられています。「犬だから」という理由で受入を拒否しないでください。

○身体障害者補助犬法で、公共施設や公共交通機関をはじめ、不特定かつ多数の人が利用する病院、ホテル、飲食店やスーパーなどさまざまな場所で、ほじょ犬を受け入れることが義務付けられています。○ほじょ犬の受入にあたり、特別な設備は必要ありません。

○ほじょ犬は、ユーザーが責任をもって健康管理や衛生管理をしているので、ご安心ください。



※「ほじょ犬」同伴ステッカーをご希望の方は送付しますので、ご連絡ください。

ほじょ犬の給付事業

障がい者の社会参加の促進を図るため、ほじょ犬を給付しています。ご希望の方は、市役所社会福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ

市役所社会福祉課障がい福祉係
☎63-5113 FAX63-5121